

退職される方・扶養から外れる方
保険証の早期回収をお願いします



協会けんぽでは、保険証の回収強化に努めておりますが、退職等により無効となった保険証を使用し、医療機関等を受診する**無資格受診が多く見受けられます**。

無資格受診をした場合、自己負担分以外の医療費を返還していただくことになります。



※ 無資格受診による返納発生額

令和4年度約7,700万円（協会けんぽ群馬支部）

以下の点について周知及び徹底をお願いいたします。

- ◆ 従業員等は退職等により無効となった保険証を早期に事業所へ提出していただくこと
- ◆ 事業所様は従業員等から回収した保険証を早期に日本年金機構へ返却していただくこと※

なお、被保険者資格喪失届、被扶養者異動届等の提出時に保険証を紛失等により添付できない場合は「被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。この際、**日中の連絡先等の電話番号を必ず記載**してください。

※電子申請による届出の際も回収した保険証は速やかに返却してください。

【重要】 保険証の返却が遅れると元被保険者等へ「返納催告文書」が発送されますので、ご注意願います